

## 特集：簡易専用水道の管理について

### 巻頭言

こんな時だから考えたいこと第二弾として、日本の生産性の低さと対処法について考えたいと思います。

よく新聞やマスコミが日本の生産性は先進国の中でも最低だと云っています。実際日本全産業を平均化すれば低いのは確かです。しかし、トヨタがGMやワーゲンより低いわけがありません。生産性を低くする理由はいくつか考えられますが、一番の理由は中小零細企業数が多い事、特に99人以下の企業に勤める労働者の割合が極めて高いのが原因だと私は思います。実際10人以下の企業に労働者の15%、11人～30人以下に14%、31人～99人以下に16%、あわせて45%が99人以下の企業に勤めています。また特にサービス業では10人以下の会社がアメリカの約50%に対し、日本では約80%を占めているといわれています。これでは効率は高まりません。

ここで私どもの業界である消毒業（サービス業に分類されます）で実際に考えてみたいと思います。消毒業界は、10人以下で売上1億前後の会社がおよそ90%を占めています。まさに日本のサービス業の縮図の様な業界です。そのような会社の多くは平均年齢が50歳を超え、年間休日数も少なく、残業も含め労基法ギリギリの状態、これに支えられ赤字は免れていても、利益率は低い状態です。これでは効率化の為のIT化を含めた設備投資など出来るはずがありません。そこで、このような会社を10社合併させ、100人10億の会社にすれば設備投資やIT化が可能となり、また規模による効率化も出来、20%や30%の効率化は可能であると考えています。この様なことは製造業含め他の業界でも多かれ少なかれ同じことが言えるのではないのでしょうか。99人以下の会社に約2580万人が働いているとされ、仮に効率が30%上がれば単純計算で774万人分が浮く計算になります。この人手不足の中、構造改革は必須です。

このコロナ禍だからこそ、コロナ以前から後継者が居ない・先が見通せない等で悩んでいた経営者に、税金面や補助金などで引退したくなるようなインセンティブを与え、当然、存続する企業側にも、雇用継続を条件に、合併に掛かる経費や人件費の補助などをし、双方が幸せになる政策が出来ればと思います。

少子高齢化の日本には、待った無しで必要な政策だと思うけど、無理だよな。

(雅)

## 簡易専用水道の管理について

マンションやビルなどの大きな建物では、安定した水圧で水を供給するために、水道水をいったん受水槽と呼ばれるタンクに貯めてから各蛇口（給水栓）に給水する方式が取られています。このような給水設備の管理が適切に行われていないと、受水槽内の水が汚染され、大規模な健康被害が発生してしまいます。そのため水道法では一定規模以上の受水槽を持つ給水設備（簡易専用水道）の管理方法が定められています。そこで今回のエムテックインフォメーションでは、簡易専用水道の管理についてご紹介します。

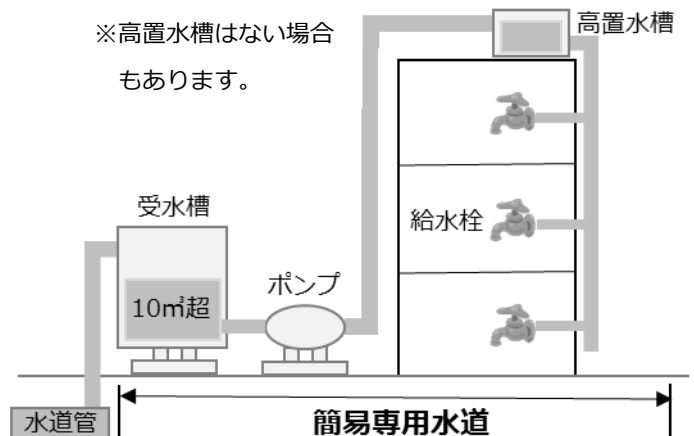
### 簡易専用水道とは

次のような給水施設を簡易専用水道といいます。

- ・水源が上水道のみ
- ・受水槽に貯めて飲み水として利用
- ・受水槽の有効容量が 10 m<sup>3</sup>を超える

※有効容量 10 m<sup>3</sup>以下のもの・・・「小規模貯水槽水道」

⇒水道法による規制はありませんが、多くの自治体で簡易専用水道に準じた管理が推奨されています。



### 簡易専用水道の管理

簡易専用水道の設置者には、下記のような管理と、次頁のような検査が義務づけられています。（水道法 34 条の 2）

#### <管理基準>（水道法施行規則第 55 条）

##### ①水槽の清掃（年 1 回）

水槽内には、水あかや藻類が発生したり、水道管から砂や鉄さびが入ったりします。

年に 1 回受水槽、高置水槽を清掃する必要があります。

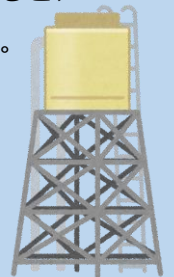
※専門知識・技術が必要なため、貯水槽清掃業者に依頼することが推奨されています。



##### ②施設の点検

水槽本体に亀裂や隙間があったり、水槽周辺に虫の発生場所があったりすると、汚水流入、異物混入の原因となります。

定期的に水槽とその周辺を点検し、異常を発見した場合には速やかに改善する必要があります。



##### ③水質の確認

微生物の増殖、異物混入などにより、給水栓から出る水の見え目や臭いに異常が生じることがあります。

日常的に水の見え目に注意し、異常を発見した場合には水質検査機関に依頼して水質検査を行う必要があります。



##### ④異常時の給水停止

水質検査の結果、異常値が出た場合もしくは明らかに汚水が流入している場合など給水により健康被害が出るおそれがある場合、ただちに給水を停止し、利用者へ周知する必要があります。



## 簡易専用水道検査

年1回、「厚生労働大臣の登録を受けた検査機関」による検査を受けなければなりません。

検査の内容は以下の通りです。

＜現場検査＞ 実際に現場に伺い、施設、水質、書類の管理に問題がないか検査を行います。

### ①施設の外觀検査

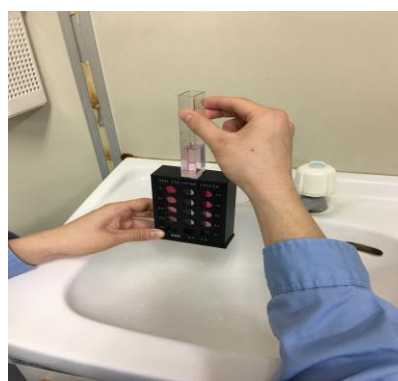
⇒水槽（受水槽、高置水槽）と水槽周辺の状態を検査します。

主な検査対象	ポイント
水槽上部、周辺	水を汚染するものが受水槽周りにないこと ⇒ゴミや物が置かれていないか、たまり水がないか、汚れがないか
水槽本体、マンホール	水を汚染するものが受水槽内に入らないこと ⇒亀裂がないか、隙間がないか
水槽内部	水に異物が入っていないこと、藻類が増えないこと ⇒水に浮遊物・沈殿物がないか、光が透過していないか
水槽のオーバーフロー管、通気管	水を汚染するものが受水槽内に入らないこと ⇒防虫網が取り付けられているか、破損がないか
水槽のオーバーフロー管、水抜管	排水が逆流してきた時に受水槽内に入らないこと ⇒逆流しない構造になっているか

### ②水質検査

⇒給水栓から採水し、臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素を検査します。

検査項目	水質基準
臭気	異常な臭気が認められないこと
味	異常な味が認められないこと
色	異常な色が認められないこと
色度	五度以下であること
濁度	二度以下であること
残留塩素	検出されること



給水栓での残留塩素の測定

### ③書類検査

⇒書類の整理、保存状況について検査します。

- ・簡易専用水道の設備の配置、系統図
- ・帳簿書類（検査成績書、点検記録など）
- ・水槽の掃除記録



適切な管理と検査を実施して、安心して水を利用できるようにしましょう。

簡易専用水道検査、貯水槽清掃を承っています。

まずは弊社までお問い合わせください。

## 害虫獣紹介

### ワラジムシ類

履物のワラジのような見た目から名付けられたワラジムシ。今回は「ムシ」と付いているものの、エビやカニと同じ甲殻類の仲間であるワラジムシ類について紹介します。

#### 生態

ワラジムシ類はワラジムシ亜目ワラジムシ科に分類されるワラジのような扁平な虫で、日本全国に分布し、主に3月～11月に活動しています。湿度を好むため、日中はゴミ捨て場や植木鉢の下、花壇などに生息し、夜になると餌を探しに徘徊します。食性は腐食性で、落葉や昆虫の死骸などの有機物を食べます。有機物を土に返す役割があるため、害虫ではなく益虫としての一面もあります。ダンゴムシ類と似たような見た目をしていますが、ワラジムシ類はダンゴムシ類と異なり身の危険を感じても身体を丸めることはなく、その代わりに、素早い移動で危険を回避します。



図 ワラジムシの一種  
Porcellionidae

#### 被害

刺す、噛むといった人へ危害を加えることはなく、また食性が腐食性であるため、生きた植物を食害することはほとんどありません。しかし、見た目が気持ち悪いということで不快害虫になります。また、適度な湿り気や温度を求め室内に侵入するため、食品工場では異物混入の原因になることがあります。

#### 対策

内部発生はせず、外部からの侵入する虫であるため、扉や窓の開放厳禁が効果的です。体が扁平なため、わずかな隙間からも侵入することから、隙間のコーキングも重要です。また、生息場所となる植木鉢や花壇などを移動さたり撤去させたりすることで、生息しにくい環境を作ることにも有効です。その他の対策として、建物周辺や侵入口に不快害虫用の粉剤や粒剤の殺虫剤を散布する方法もあります。

## 食中毒情報

今月は、件数としてはアニサキス、患者数としてはノロウイルスを原因とした食中毒が最も多く発生していました。しかし、例年に比べて大幅に少ない状況でした。コロナウイルス対策で外食が減っていること、ホテルや旅館の利用者が減っていること等が影響しているのではないかと思います。一方で、テイクアウトやデリバリーでの提供が増えており、購入してから食べるまでの時間が長くなるため、夏に向けて細菌性食中毒の発生が懸念されます。販売時に口頭やシール表示などで『早めの喫食』を呼びかけて下さい。また、皆さんが購入した場合は室内や車内に長時間放置しないように注意して下さい。

### 全国食中毒発生状況 (4/15～5/14 新聞発表分等)

原因物質	事例	感染者数
アニサキス	4	4
ノロウイルス	3	92
自然毒	2	5
カンピロバクター	1	4
不明・その他	0	0

『ひとつ、ふたつ…快適環境を生み出します』

**MARUMA M/TEC**  
株式会社 **マルマ** エムテック衛生検査所

メールアドレス：info@maruma-ec.co.jp

本 社 / 〒430-0807 浜松市中区佐藤 2 丁目 5-11  
TEL：(053)464-6400 FAX：(053)465-4120  
東京支店 / 〒194-0005 東京都町田市南町田 2-15-14-402  
TEL：(042)850-6454 FAX：(042)850-6456  
静岡支店 / 〒422-8046 静岡市駿河区中島 960-1  
TEL：(054)202-0210 FAX：(054)202-0220

名古屋支店 / 〒496-0027 愛知県津島市津島北新開 234-2  
TEL：(0567)69-4080 FAX：(0567)69-4081  
関西支店 / 〒658-0026 兵庫県神戸市東灘区魚崎西町 2-4-15  
TEL：(078)842-6755 FAX：(078)858-6802